

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
関市	岐阜乗合自動車 株式会社	(1) わかくさ・小金田線	中濃厚生病院	小金田	中濃厚生病院	往 30.0km 循環	360日	772回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(2) わかくさ・小金田線	中濃厚生病院	小金田/百年公園	中濃厚生病院	往 33.8km 循環	257日	1028回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(3) わかくさ・千疋線	中濃厚生病院	千疋	中濃厚生病院	往 24.4km 循環	360日	566回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(4) わかくさ・千疋線	中濃厚生病院	千疋/百年公園	中濃厚生病院	往 27.8km 循環	257日	514回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(5) わかくさ・千疋線	大平台タウン	千疋	中濃厚生病院	往 9.5km	360日	180回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(6) わかくさ・千疋線	中濃厚生病院	千疋	大平台タウン	往 14.9km	103日	51.5回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(7) わかくさ・千疋線	中濃厚生病院	千疋/百年公園	大平台タウン	往 16.6km	257日	128.5回		路線定期運行	②(2)	長良川鉄道関駅にて接続	③
		(8) 関板取線	せき東山	寺尾	ほらどキウイプラザ	往 34.8km 復 34.8km	365日	976回		路線定期運行	①	岐阜板取線「ほらどキウイプラザ」にて接続	③
		(9) 関板取線	せき東山	山県高校	ほらどキウイプラザ	往 36.1km 復 36.1km	242日	1210回		路線定期運行	①	岐阜板取線「ほらどキウイプラザ」にて接続	③

(注)

- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	関市
-------	----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	60,084
交通不便地域等	9,485

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,768	洞戸地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
988	板取地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
2,927	武儀地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
1,427	上之保地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
2,375	千疋地区の一部、植野地区の一部、小屋名地区の一部、下白金地区の一部、戸田、保明地区の一部、側島地区の一部、千疋北1丁目、千疋北2丁目、大平台地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
関市地域公共交通計画	令和4年3月23日	